

事務連絡
令和元年 8 月 29 日

住宅・建設関係団体 ご担当者様

国土交通省住宅局住宅生産課

すまい給付金に関するお知らせについて

平素より住宅行政の推進にご協力をいただき、誠に有難うございます。本年 10 月 1 日に予定されている消費税率 10%が適用される住宅について、すまい給付金の給付対象となる所得階層が拡充されるとともに、給付額が引き上げられます。従来よりも多くの方が対象となりますので、下記の給付要件等をご留意の上、幅広くご周知いただくとともに、住宅ローン減税、次世代住宅ポイント制度も併せてお知らせいただきますよう、お願いいたします。

1. すまい給付金の申請上の留意事項

- ・引渡しを受けてから 1 年 3 ヶ月以内に申請が必要です。
- ・新築住宅は、住宅瑕疵担保責任保険への加入など、施工中等に第三者の現場検査を受けた住宅が対象です。(着工前に申込みが必要となりますのでご注意ください)
- ・中古住宅は、既存住宅売買瑕疵保険への加入など、売買時等に第三者の現場検査を受け、現行の耐震基準及び一定の品質が確認された住宅が対象です。
- ・住宅ローンの利用がない場合は、新築住宅、中古住宅とも 50 才以上で収入額の目安が概ね 650 万円以下の者が取得する住宅が対象となります。
- ・新築住宅の取得で住宅ローンの利用がない場合は、フラット 35S と同等の基準を満たす等の住宅が対象です。

2. すまい給付金制度紹介リーフレットについて

すまい給付金に関する制度紹介リーフレットを別添 1 のとおり更新しました。別添 1 は事務局ホームページにて公開しておりますので、ご活用いただき、幅広くご周知いただきますよう、ご協力をお願いいたします。

3. すまい給付金申請サポート依頼はがきについて

すまい給付金事務局では申請サポートを行っており、申請サポートのご案内として「すまい給付金 申請サポート依頼はがき」(別添 2)を住宅瑕疵担保責任保険に加入された住宅については保険証券の郵送の際に同封するとともに、供託により資力確保された住宅については、住宅事業者を通じて配布しております。同はがきは、国土交通省ホームページに掲載の別添 3 の書類により取り寄せることが可能です。特に供託により資力確保を行っている事業者の方におかれては、同はがきの積極的なご活用をお願いいたします。

(参考)

- ・すまい給付金事務局ホームページ

<http://sumai-kyufu.jp/>

- ・国土交通省ホームページ (すまい給付金について)

http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_fr4_000059.html

《お問い合わせ先》

国土交通省住宅局住宅生産課 電話：03-5253-8111 (代表)

担当：住宅ストック活用・リフォーム推進官 松井 康治 (内線39463)

係長 大町 晃央 (内線39471)

係員 松田 かりん (内線39448)

すまい給付金事務局

ホームページ : <http://sumai-kyufu.jp/>

コールセンター：0570-064-186 (ナビダイヤル)

(IP 電話からのご利用 045-330-1904)

受付時間：9：00～17：00 (土・日・祝日を含む)

マイホームを買った人も
これから買う人も

ご存知ですか？

最大50万円が受け取れる

(消費税率10%時)

「すまい給付金」

入居後の申請を
お忘れなく！



「すまい給付金」2つのポイント

収入に応じて **最大50万円がもらえます**
(消費税率10%時)

入居後すぐに申請ができます

申請期限は引渡しから1年3ヶ月以内です。

※住宅ローン減税と併用できます。あわせてご確認ください。

「わたしは
もらえるの？」

といった素朴な疑問
から、申請書の入手方法
記入サポートまで
何でもお応え
します。

申請には要件があります。ナビダイヤルまでお気軽にお問い合わせください

ナビダイヤル
(通話料が
かかります)

0570-064-186

PHSや一部の
IP電話からは
045-330-1904

(受付時間:9時~17時 ※土・日・祝含む) すまい給付金事務局…<http://sumai-kyufu.jp>

正しく知って賢くもらおう!「すまい給付金」

※要件等の詳細はナビダイヤル、もしくはホームページでご確認ください。

どうやって
申請するの?

- 申請方法** すまい給付金事務局に申請します。
(確定申告とは別に行います)
- 申請期間** 申請は引渡しから1年3ヶ月以内が期限です。
- 給付金 受取** 申請後、約1.5~2ヶ月で現金が振り込まれます。

どんなケースが
対象に
なるの?

- 共有者** 持分を共有していれば、配偶者の方でも受け取ることができます。
- 現金購入もOK** 住宅ローン利用者の他、50歳以上で現金で購入された方も対象となります。(新築を現金購入した場合、追加要件があります)
- 中古も対象** 中古住宅(個人間売買除く)も対象です。
- ローン減税** 住宅ローン減税と併用できます。
(すまい給付金とは別の手続きが必要です)

どのくらいの
金額が受け取
れるの?

- 給付額** 収入に応じて最大50万円受け取れます。(下表参照)
(消費税率10%時)
- 持分割合** 持分を共有している場合は持分割合を乗じた金額に。

【給付基礎額】 ※収入額の目安は、扶養対象となる家族が1人(専業主婦、16歳以上の子どもなど)の場合をモデルに試算した結果です。

消費税率	※収入額の目安	450万円以下	450万円超525万円以下	525万円超600万円以下	600万円超675万円以下	675万円超775万円以下
10%時	給付基礎額	50万円	40万円	30万円	20万円	10万円
8%時	給付基礎額	30万円	20万円	10万円	※現金での購入では、給付対象者の収入上限額が650万円になります。	

給付額の
計算例
(消費税率10%時)

給付基礎額 × **持分割合** = **給付額**

Aさん夫婦の場合(夫の年収500万円/妻は専業主婦で収入ナシ)

※給付を受けるには、それぞれ申請が必要です。
なお、住宅ローンを利用しない方は、年齢が50歳以上等の追加要件があります。



夫(年収500万円)

給付基礎額 40万円 × 持分割合 3/4 = 給付額 30万円



妻(専業主婦・収入ナシ)

給付基礎額 50万円 × 持分割合 1/4 = 給付額 12.5万円

夫婦あわせて42.5万円
給付金がもらえます

※すまい給付金を受領できるのは、1人1回限りです。受領後に他の住宅を取得し、居住した場合であっても、再びすまい給付金を受領することはできません。

新築用 返信用 オモテ

縦148mm×横100mm

料金受取人私郵便
赤羽局承認

2304

差出有効期間
令和2年7月
31日まで
(切手を貼らずに
お出ください)

郵便はがき(返信)

115-8790

赤羽郵便局
私書箱38号
すみい給付金事務局
アンケート返送係 行



差出人	住所 (取得住宅の住所)	〒	市区町村
氏名	フリガナ	氏名	
電話番号 [ご希望の場合は必須]		日中に連絡がとれやすい曜日に☑	<input type="checkbox"/> 平日 <input type="checkbox"/> 土日
住宅事業者名	平成 年 月	取得住宅の 引渡月	※申請期間は引渡しから 1年3ヶ月以内です。(当面の欄)

※申請書等の送付は給付を約束するものではありません。
※「差出人」欄の記入に限りがある場合は、申請書等の送付や電話はできません。
※電話サポートを希望されたものの、お電話がつかない場合等は、電話サポートを終了することがあります。(お問い合わせ窓口にお電話頂ければ、いつでもサポートを受けられます。)

第3面

新築用 住信用 ウラ

縦148mm×横100mm

2 国土交通省からのお知らせ

すみい給付金は、消費税率8%もしくは10%で住宅を取得した方を対象に最大50万円が給付される国の公的な制度です。

以下をご確認いただき、返信用はがきに必要事項をご記入の上、ご返送いただくことで申請に関するサポートを受けられます。

本邦は、本制度の対象となる可能性のある方の登録簿を廃止することを目的としており、既に申請済みの場合や本邦が複数国にまたがる場合はご登録ください。また、複数国にまたがる場合はご登録ください。

対象となる住宅

以下のすべてに適合する住宅が対象となります。

※ 住宅に関する要件については、住宅事業者にご確認ください。

自らが居住する

床面積が50㎡以上である

工事中の品質検査が行われている

(住宅瑕疵担保責任保険に加入、建設住宅性能表示制度を利用、等)

- +** (住宅ローンを利用してはいはい単名、以下も確認)
- フラット35S相当の性能を満たしている
(耐震性(従来住宅)、省エネ(省エネ一性/バリアフリー)性等のいずれかに優れている住宅)
 - 50歳以上である

給付額

収入に応じて決まる給付基礎額に特分割合を乗じた額が給付されます。(すみい給付金は持分保有者ごとに給付されます。)

給付額 = 給付基礎額 × 特分割合

給付基礎額	収入額	特分割合	給付基礎額
8%	425万円以下	6.89万円以下	30万円
	425万円超 475万円以下	6.89万円超 8.39万円以下	20万円
	475万円超 510万円以下	8.39万円超 9.38万円以下	10万円
	450万円以下	7.60万円以下	50万円
10%	450万円超 525万円以下	7.60万円超 9.79万円以下	40万円
	525万円超 600万円以下	9.79万円超 11.90万円以下	30万円
	600万円超 675万円以下	11.90万円超 14.06万円以下	20万円
	675万円超 775万円以下	14.06万円超 17.26万円以下	10万円

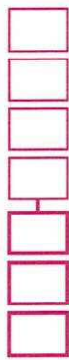
※収入額はあくまで目安です。実際の収入は、市区町村で発行される課税証明書に記載される課税所得額を参考にしてください。
(住宅ローンを利用していない場合、所得控除額が13.3万円以下の方は対象です。)
※、いわゆる政府保証制度(おひかり保証)の対象となる場合は、おひかり保証の適用が適用されるため、当該地域の所得割率は上記と異なる場合があります。すみい給付金のホームページにお問い合わせください。

ホームページ	http://sumai-kyufu.jp	要件や申請方法の確認、申請窓口の検索、申請書類のダウンロードなどができます。
お問い合わせ窓口	ナビダイヤル 0570-064-186 (9-17時(土日・祭日も))、通話料かかりません	要件や申請方法の説明、個別のご相談、一部のIP電話からは045-330-1904
サポートセンター	各都道府県に開設 (上記ホームページで検索できます。)	対面で制度説明や申請書の記入方法のサポートなどを受けられます。

第2面



郵便はがき(往信)



新築 すまい給付金 申請サポート依頼

- 問1.既にすまい給付金の申請を行いましたか？
 はい (アンケート終了) いいえ (問2へ)
- 問2.ご自身を含め、取得された住宅の持分保有者に給付要件に当てはまる方はいますか？(第2面の給付要件をご参照ください)
 はい (問3へ) わからない (問3へ) いいえ (アンケート終了)
- 問3.すまい給付金事務局による以下の申請サポートを希望しますか？
 はい (問4へ) いいえ (問7へ)

- 1. 申請書類郵送サポート すまい給付金の申請書および記入の仕方を郵送いたします。
 はい (問5へ) いいえ (問6へ)
- 問4.申請書類郵送サポートを希望しますか？(第3面にご記入いただいた住所に郵送します)
 はい (問5へ) いいえ (問6へ)
- 問5.持分保有者と住宅ローン契約の有無について記入してください。
※住宅ローン契約の有無によって申請様式が異なるため、確認しています。
 ※当該住宅に居住していない、収入が要件を超えている等、給付要件に当てはまらない方は記入不要です。

持分保有者の氏名		住宅ローン契約の有無
(ご本人)		<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
他に持分保有者がいる場合	氏名	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
	氏名	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし

*住宅取得のために金融機関等から行った償還期間が5年以上の借入れをいいます。

- 2. 電話サポート すまい給付金事務局より電話で申請方法の説明などをご案内いたします。
 はい いいえ

- 問6.電話サポートを希望しますか？(第3面にご記入いただいた番号にお電話します。)
 はい いいえ
- 問7.すまい給付金に関し住宅事業者から以下の説明はありましたか？(複数回答可)
 制度の内容 給付対象かどうか 申請方法
 その他..... 特に説明はなかった

※申請サポートを希望しない場合も、アンケートのご返送にご協力願います。

国土交通省より「すまい給付金」のお知らせです。

詳しくは、裏面をご覧ください。

国土交通省 すまい給付金事務局

※本状について不明な点がございましたら、裏面のお問い合わせ窓口にご連絡ください

差出人

※本状は国土交通省の依頼を受け、上記差出人が送付しているものです。

料金受取人私郵便
赤羽局承認

2305

差出有効期間
令和2年7月
31日まで
(切手を貼らずに
お出しください)

郵便はがき(返信)

1158790

すみあい給付金事務局
アンケート返送係行

赤羽郵便局
私書箱38号



差出人	住所 (取得住宅の住所)	〒	市区町村
氏名	フリガナ	氏名	名
電話番号 [郵便がポートを ご希望の場合は必須]		日中に連絡がとれやすい曜日に☑	<input type="checkbox"/> 平日 <input type="checkbox"/> 土日
住宅事業者名		平成	年 月
取得住宅の 引渡月		令和	年 月

※申請書等の送付は約束手続きするものではありません。
※「差出人」欄の記入に際し、申請書等の送付や電話はできません。
※電話サポートを希望されたものの、お電話がつかない場合は、電話サポートを終了する
ことがあります。(お問い合わせ窓口にお電話頂ければ、いつでもサポートを受けられます。)

2 国土交通省からのお知らせ

すみあい給付金は、消費税8%もしくは10%で住宅を取得した方を対象に
最大50万円が給付される国の公的な制度です。

以下をご確認いただき、返信用はがきに必要な事項をご記入の上、
ご返送いただくことで申請に関するサポートを受けることができます。

(本件は、本制度の対象となる可能性のある方の登録取り消し防止することを目的にお送りしています。
既に申請の場合、本件が複数届いた場合はご返送ください。また、複数届いた場合は、いずれか一方をご返送ください。)

対象となる住宅

以下のすべてに適合する住宅が対象となります。
※住宅に関する要件については、住宅事業者にご確認ください。

- 自らが居住する
- 床面積が50㎡以上である
- 売主が宅建業者である
(個人即決による購入ではない)
- 売買時等に品質検査が行われている
(既存住宅品質調査等登録後に加え、
既存住宅性能評価制度を利用、
建設時に住宅性能担保責任保険に加入等)

+

50歳以上である
(住ローンを利用していない場合、以下を参照)

給付額

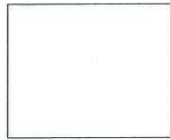
収入に応じて決まる給付基礎額に特分割合を乗じた額が給付されます。
(すみあい給付金は特分割合ごとに給付されます。)

$$\text{給付額} = \text{給付基礎額} \times \text{特分割合}$$

給付基礎額	収入額目安	認定時口座の所得額	給付基礎額
8%	425万円以下	6.89万円以下	30万円
	425万円超 475万円以下	6.89万円超 8.39万円以下	20万円
	475万円超 510万円以下	8.39万円超 9.38万円以下	10万円
10%	450万円以下	7.60万円以下	50万円
	450万円超 525万円以下	7.60万円超 9.79万円以下	40万円
	525万円超 600万円以下	9.79万円超 11.90万円以下	30万円
	600万円超 675万円以下	11.90万円超 14.06万円以下	20万円
	675万円超 775万円以下	14.06万円超 17.26万円以下	10万円

※収入額はあくまで目安です。実際の課税は、市区町村で算出される課税額に基づき計算されます。都道府県民税の所得割率をもとに行います。
(住ローンを利用していない場合、所得割率が13.30万円以下の方を対象です。)
※、いわゆる金融庁認定の住宅事業者は、他の地域と都道府県民税の課税方法が異なるため、当該地域の所得割率を上乗せする必要があります。
詳しくは、すみあい給付金のホームページにお問い合わせください。

ホームページ	http://sumai-kyufu.jp	要件や申請方法の確認・申請窓口の検索・申請書類のダウンロードなどができます。
お問い合わせ窓口	ナビダイヤル 0570-064-186 (9-17時(土・日・祝を除く) 通話料がかかります)	要件や申請方法の説明・個別のご相談・申請窓口のご案内などを受けられます。
サポートセンター	各都道府県に開設 (上記ホームページで検索できます)	対面で制度説明や申請書の記入方法のサポートなどを受けられます。



郵便はがき(往信)



中古

すまい給付金 申請サポート依頼

- 問1.既にすまい給付金の申請を行いましたか？
 はい (アンケート終了) いいえ (問2へ)
- 問2.ご自身を含め、購入された住宅の持分保有者に給付要件に当てはまる方はいますか？(第2面の給付要件をご参照ください)
 はい (問3へ) わからない (問3へ) いいえ (アンケート終了)
- 問3.すまい給付金事務局による以下の申請サポートを希望しますか？
 はい (問4へ) いいえ (問7へ)

- 1. 申請書類郵送サポート | すまい給付金の申請書および記入の仕方を郵送いたします。
- 問4.申請書類郵送サポートを希望しますか？(第3面にご記入いただいた住所に郵送します)
 はい (問5へ) いいえ (問6へ)
- 問5.持分保有者と住宅ローン契約の有無について記入してください。
※住宅ローン契約の有無によって申請様式が異なるため、確認しています。
 ※当該住宅に居住していない、収入が要件を超えている等、給付要件に当てはまらない方は記入不要です。

持分保有者の氏名		住宅ローン契約の有無	
(ご本人)		<input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> なし
他に持分保有者がいる場合	氏名	<input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> なし
	氏名	<input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> なし

*住宅取得のために金融機関等から行った償還期間が5年以上の借入れをいいます。

- 2. 電話サポート | すまい給付金事務局より電話で申請方法の説明などをご案内いたします。
- 問6.電話サポートを希望しますか？(第3面にご記入いただいた番号にお電話します。)
 はい いいえ
- 問7.すまい給付金に関し住宅事業者から以下の説明はありましたか？(複数回答可)
 制度の内容 給付対象かどうか 申請方法
 その他 特に説明はなかった
※申請サポートを希望しない場合も、アンケートのご返送にご協力願います。

国土交通省より「すまい給付金」のお知らせです。

詳しくは、裏面をご覧ください。

国土交通省 すまい給付金事務局

※本状について不明な点がございましたら、裏面のお問い合わせ窓口にご連絡ください

差出人

※本状は国土交通省の依頼を受け、上記差出人が送付しているものです。

FAX 03-6264-2396

**すまい給付金申請サポート
返信付きはがき 送付依頼書**

下記に記載の上、FAXにてお申し込みください。

すまい給付金事務局 御中

申込日 平成 年 月 日

【返信付きはがき送付先】		
会社名：		
支店名：	担当者：	
住 所：〒		
電 話：	FAX：	
【必要部数】		
対象引渡期間	平成 年 月 ～ 平成 年 月	
新築住宅用 (完成後1年以内の未入居住宅)	(切手が <u>必要</u> な部数) 部	(切手が <u>不要</u> な部数) 部
中古住宅用 (新築住宅以外のもの)	(切手が <u>必要</u> な部数) 部	(切手が <u>不要</u> な部数) 部

- ※ 新築住宅・中古住宅の別にご注意の上、郵送または手渡しにて住宅取得者にお渡しください。
(新築住宅・中古住宅を誤ってお渡しされますと、異なる申請様式が送付されてしまいます。)
- ※ 本はがきを住宅事業者から住宅取得者に対し郵送される場合は「切手要」にて、手渡しされる場合は「切手不要」にてご請求ください。
- ※ 取得した個人情報は、本依頼の事務に必要な範囲以外使用しません。
- ※ 住宅瑕疵担保責任保険法人より同種の依頼があった場合は、いずれか一方にご対応ください。

すまい給付金 申請サポート返信付きはがきの送付に関するお問い合わせ先

すまい給付金事務局 0570-064-186

(受付時間：9時～17時/PHS や一部の IP 電話からは 045-330-1904)